

香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

香芝・王寺環境施設組合議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、概ね次のとおりとし」を削り、同項各号を削る。

第7条に次のただし書きを加える。

ただし、第17条に規定する議事日程をすべて審議するまでは、第21条第2項に規定する場合を除き、その日の議会を閉じることができない。

第7条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の議会の閉会を宣告する前に会議にはからなければならない。

第21条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第83条第2項中「1日」を「3日」に改める。

第85条中「3日」を「8日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝・王寺環境施設組合議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(会期) 第4条 会期は_____、会期の初めに議会の議決で定める。</p> <p>2 前項の規定により会期が定まったときは、議長は直ちにこれを議員及び管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 会期は、招集日から起算する。 (議会の開閉)</p> <p>第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、第17条に規定する議事日程をすべて審議するまでは、<u>第21条第2項に規定する場</u>合を除き、その日の議会を閉じることではない。</p> <p>2 <u>議長は、前項の議会の閉会を宣告する前に会議にはからなければならぬ。</u></p> <p>(日程の終了及び延会) 第21条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会するものとする。 (懲罰動議の提出) 第83条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して<u>3日以内</u>に提出しなければならない。ただし、第72条第2項(秘密の保持)の違反に係るものについてはこの限りでない。</p>	<p>(会期) 第4条 会期は、概ね次のとおりとし、会期の初めに議会の議決で定める。</p> <p>(1) <u>通常予算を審議する定例会又はその他の定例会は1日</u></p> <p>(2) <u>臨時会は1日</u></p> <p>2 前項の規定により会期が定まったときは、議長は直ちにこれを議員及び管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 会期は、招集日から起算する。 (議会の開閉)</p> <p>第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。</p> <p>(日程の終了及び延会) 第21条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。 (懲罰動議の提出) 第83条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して<u>1日以内</u>に提出しなければならない。ただし、第72条第2項(秘密の保持)の違反に係るものについてはこの限りでない。</p>

第85条 出席停止は、8日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合はこの限りでない。

第85条 出席停止は、3日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合はこの限りでない。